

戸籍謄抄本等郵送請求書

隠岐の島町長 殿

令和 ○年 △月 □日

1. 必要な戸籍関係証明書について

本籍	島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2		
筆頭者	戸籍の初めに書かれている方。亡くなられても変わりません。 隠岐 一郎	抄本または身分証明書 が必要な人	
生年月日	明大昭平令 30年 1月 1日	生年月日	明大昭平令 年 月 日
	謄本(全部事項)	抄本(個人事項)	手数料
戸籍	通	通	1通 450円
除籍	1 通	通	1通 750円
改製原戸籍	2 通	通	1通 750円
戸籍の附票	通	通	1通 300円
必要な住所 附票へ記載を要する内容 (原則省略)	<input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地(海外に住んでいる18歳以上で在外選挙人名簿に登録されている方の登録地)		
身分証明書	通	通	1通 300円
その他の証明()	通	通	
必要な内容	<input checked="" type="checkbox"/> 母 二三枝 の出生から死亡までを 1 セット <input type="checkbox"/> _____ の _____ から _____ までを _____ セット <input type="checkbox"/> _____ の死亡が記載されているものを _____ セット <input type="checkbox"/> _____ と _____ の続柄がわかるものを _____ セット <input type="checkbox"/> 戸籍の届出に添付するものを _____ セット <input type="checkbox"/> その他()		
★最近、戸籍の届出をされた場合はご記入ください(令和 年 月 日に _____ 届を _____ 役所へ提出)			

2. 使用目的・提出先 ※具体的にお書きください

<input type="checkbox"/> 戸籍の届出(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・転籍・入籍・その他())
<input type="checkbox"/> パスポート申請
<input checked="" type="checkbox"/> 氏名: 隠岐 二三枝 続柄: 母 の死亡による手続きのため、松江法務局 へ提出
<input type="checkbox"/> _____ の手続きのため、_____ へ提出
<input type="checkbox"/> その他()

3. 請求者

住所	島根県松江市○○町△△番地		
氏名	隠岐 芳子		
日中に連絡のとれる電話番号	090-8765-4321		
必要な人との続柄 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> 本人または同一戸籍	<input type="checkbox"/> 利害関係人(疎明資料の添付が必要です)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 親族(続柄: 二三枝の長女) 本町で確認できない場合は戸籍謄本の添付が必要です	<input type="checkbox"/> 代理人(委任状の添付が必要です)	

戸籍関係証明書の郵送請求の方法

<p>戸籍謄抄本等 郵送請求書</p>	<p>請求者の 本人確認書類 の写し</p> <p>マイナンバーカード、 運転免許証、 保険証など</p>	<p>切手 〒□□□-□□□□</p> <p>切手を貼り、 返信先の住所・宛名を 記入してください ※返信先は、請求者の住 所地に限りませ</p> <p>返信用封筒</p>
<p>手数料分の定額小為替 (無記名のもの)</p>		
<p>▼その他必要書類</p> <p>【代理人による請求の場合】………委任者が署名した委任状</p> <p>【利害関係人による請求の場合】……請求理由のわかる疎明資料</p> <p>【親族の戸籍を請求する場合】………続柄のわかる戸籍謄抄本 (本町で確認出来る場合は不要です)</p>		

上記の書類を同封し、左記まで送付してください。

〒685-8585
島根県隠岐郡隠岐の島町
下西78番地2
隠岐の島町役場
町民課 戸籍住民係 宛

←切り取ってお使いいただけます。

[TEL : 08512-2-8560](tel:08512-2-8560)

FAX : 08512-2-4997

Mail: choumin@town.okinoshima.shimane.jp

※ 注 意 事 項 ※

- ・郵送での請求は、配達等日数がかかりますので時間に余裕をもって請求してください。
- ・不着の責任は負いませんのでご了承ください。
- ・戸籍や附票を請求する場合、必要な内容によっては複数にわたることがあります。
通数や手数料を事前にお調べすることができますので、上記担当課までご連絡ください。
- ・ご不明な点等ありましたら、上記担当課までご連絡ください。